

令和2年度公益財団法人盛岡国際交流協会 国際交流事業補助 実施要項

1 事業の目的

盛岡市内の民間団体が行う国際交流、国際交流協力活動を支援するため、公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱に基づき、対象経費に対して補助金を交付することで、盛岡市の国際化の推進に資することを目的といたします。

2 事業の内容

当事業に係る補助内容については、「公益財団法人盛岡国際交流協会補助金交付要綱」に基づくものとします。

3 募集期間

- ・ 第一次 令和2年4月6日(月)～令和2年5月8日(金)
- ・ 第二次 令和2年10月5日(月)～令和2年11月6日(金)

4 募集方法

- ・ 第一次

盛岡市発行の「広報もりおか4月1日号」への掲載及び盛岡国際交流協会のホームページ上での周知を行います。募集期間中に応募のあったものの中から、1件又は2件に対し交付決定します。

- ・ 第二次

盛岡市発行の「広報もりおか9月15日号」への掲載及び盛岡国際交流協会のホームページ上での周知を行います。募集期間中に応募のあったものの中から、予算の範囲内において交付決定します。

5 交付の決定

補助金の交付については、募集期間終了後、事務局内の審査を経て決定します。審査には概ね2週間程度期間を要します。

なお、補助金交付決定前に事業に着手することは可能ですが、審査の結果、補助の対象とならなかった場合、該当団体への支出は行えないことはもとより、採択となった場合でも、補助対象経費にあたらぬものについては支出できませんので、十分に御留意願います。

6 その他

令和2年度 団体等育成事業 助成金補助予算額 300,000円